

平成30年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成30年6月15日(金)

東洋町議会

余 白

平成30年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開会 平成30年6月15日(金) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名)

議長	西岡 尚宏 君	副議長8番	福島 登 君
1番	平山 照生 君	2番	高畠 俊彦 君
3番	小松 熙 君	4番	武山 裕一 君
5番	小野 正路 君	6番	今宮 裕明 君

除名議員 (1名) 7番 田島 毅三夫 君 (地方自治法第135条の規定による除名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	生松 克祐 君
教育長	川田 真由美 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	安岡 良仁 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹 真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡 いずみ 君
総務課長補佐	築地 仲音 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
住民課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 3番 小松 熙 君 4番 武山 裕一 君

平成30年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成30年6月15日(金) 午前9時開議

- | | | |
|--------|--------|---|
| [日程第1] | 発議第6号 | 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議について |
| [日程第2] | 承認第2号 | 専決処分事項「東洋町税条例等の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第3] | 承認第3号 | 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第4] | 承認第4号 | 専決処分事項「平成29年度東洋町一般会計補正予算(専決第3号)」の承認を求めることについて |
| [日程第5] | 承認第5号 | 専決処分事項「平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第6] | 承認第6号 | 専決処分事項「平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第7] | 議案第28号 | 東洋町縫製関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例の廃止について |
| [日程第8] | 議案第29号 | 平成30年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて |
| [日程第9] | 議案第30号 | 平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて |

[日程第10]

議員派遣について

[日程第11]

閉会中の継続審査・調査の申し出について

(1)総務教育民生常任委員会

(2)産業建設常任委員会

(3)議会運営委員会

[日程第12]

一般質問

議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員は、全員であります。

これより、平成30年第2回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間：9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、専決処分事項条例2件、専決処分事項補正予算3件、条例1件、補正予算2件、発議1件、議員派遣1件、閉会中の継続審査・調査の申出1件の計11件、それと一般質問であります。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。

6月12日の本定例会で、私の方から津野町への先進地視察研修報告の中で、海の駅東洋町の出品者の割合を町内3割、町外7割と報告しましたが、正確には、町内が56パーセント、町外が44パーセントでありましたので、修正させていただきます。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第1、発議第6号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。

(田島 毅三夫議員退場)

懲罰特別委員長	<p>本件について、委員長の報告を求めます。</p> <p>福島懲罰特別委員長。</p> <p>(福島 登懲罰特別委員長)</p> <p>はい。</p> <p>平成30年6月12日付で本委員会に付託された、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についての審査結果をご報告をいたします。</p> <p>お手元の委員会審査報告書をご覧ください。</p> <p>本委員会は、平成30年6月12日付で、提出者の小松照議員をはじめ、賛成者6名の連署により、田島毅三夫議員に対する懲罰動議が提出され、議長指名により懲罰特別委員会が設置され、同日に6名で構成する同委員会を招集し、委員長に、私、福島登、副委員長に平山照生議員が選任されました。</p> <p>次に、本委員会における審査の経過について、概要を説明いたします。</p> <p>田島毅三夫議員は、平成30年6月12日の平成30年第2回定例会の本会議で、本件動議に対する会議中の言動が、提出者が理由とする地方自治法第129条、第131条、第132条及び議会会議規則第54条、第104条、第102条に抵触するか、本会議の音声録音をもって精査しました。</p> <p>まず、発議第4号、田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するビラの回収と住民に対して事実に基づかない情報提供したことの謝罪を求める勧告決議案の弁明中、冒頭から議題外の発言が連続して発せられたことから、これを議長が制止するもいっこうに従わず、不穏当な発言として議長が取り消しを求</p>
---------	---

めても、これに従わなかったことから、議長権限で発言を取消され、議員から議長への注意喚起に対しても、これに従わず、みだりに議題外の発言を繰り返し、議長が注意し、発言を制止しても、これに従わなかったため議事が進行せず、議長は、やむを得ず休憩をとる事態にまで至り、議長の制止に対する反発発言と大声での自己の意見の主張をやめず、議長の注意に応じないばかりか、弁明中であるのにも関わらず議長に対する反論も多々あり、田島毅三夫議員の発言に対し、議長や議員から議長への注意喚起に対しても、これに従わないばかりか、住民の皆さん、よう聞いてください、こういう妨害を受けているんですと公言し、これを議長から発言の取り消しを求められると今度は、では、迫害ですかなどと、議会を冒涇する発言もあり、さらには、議題に関係のない自身に科せられた以前の懲罰の件についてまで発言はおよび、

議長

(西岡 尚宏議長)

福島君。

懲罰特別委員長

(福島 登懲罰特別委員長)

はい。

議長

(西岡 尚宏議長)

先ほどの、議会を侮辱です。

懲罰特別委員長

(福島 登懲罰特別委員長)

はい、すみません。

議会を侮辱する発言もあり、さらには、議題に関係のない、自身に科せられた以前の懲罰の件にまで発言はおよび、大元は、町長がそれを即やれと要請したなど事実でない発言で議会を侮辱することを公言し、これを議長に取消されるなど、議会に対する無礼な発言などが確認された。

次に、発議第5号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案の審議中に、議長の許可なく傍聴者と接触する言動があり、また、ここでも議題外の発言に対し、議長が注意し、発言を制止するなどの言動が確認された。

次に、発議第6号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議の審議中でも、議題外にわたる発言に対して、議長が注意し発言を制止しても、それに従わなかったことから、議長は本会議中、田島毅三夫君の言動に対し、再三にわたり注意したにも関わらず、会議中の度重なる議題外にわたる発言を繰り返したため、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終了するまで発言禁止とする命を下されるまでに至った。

このように、田島毅三夫議員は、議長が議場の秩序維持のため発言の制止を求めるも、これに従わず、議員から議長の注意喚起が促されても、それでもなお従わないばかりか、議題外の発言や自己の意見をみだりに繰り返したことから、本日の会議終了まで発言禁止命令が下され、また、不穏当な発言や議会を侮辱する発言があったため取消しを求められても、これに応じなかったことから議長が発言を取消すなど、議場の秩序を乱し、議会の品位を汚す言動は、地方自治法第129条の議場の秩序の維持、同法第131条の議長の注意喚起、同法第132条の品位の保持、議会議事規則第54条の発言内容の制限、同規則第4条の議事妨害の

禁止、

(議席より、104条と発言あり)

すみません。

同規則第104条の議事妨害の禁止、同規則第102条の品位の尊重に著しく違反し、違法性が強いと言わざるを得ず、許されるべきものではないと判断した。

田島毅三夫議員の本会議中の言動については、この約1年間で、公開の議場における陳謝を科すも、これを拒否し、また、本会議への出席停止を3回、懲罰を科してきたが一向に改善が見受けられず、なおも、このような違反行為が続いている。

このほか、田島毅三夫議員は、同じくこの約1年間で、議員政治倫理条例第3条第1項第8号に規定する政治倫理基準違反が2回あり、これは、本町議会の最高規範である議会基本条例第3条第5項、議員の発言は、事実に基づかなければならないと第6項、議員は、町民に正確な情報を提供しなければならない、にも抵触し、また、議員政治倫理条例第10条に規定する審査対象議員の協力義務違反が1回ある。

これに加え、違反行為以外にも辞職勧告が3回、議員政治倫理条例第7条第5項に基づく政治倫理基準に反し、政治的又は道義的に重大な責任があるとして、田島毅三夫議員発行の平成29年3月27日付け辞職勧告決議議員への処分請求申立てと称するビラの是正勧告や、田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するビラの回収と住民に対して事実に基づかない情報提供したことの謝罪を求める勧告なども決議され、さらには、議会が田島毅三夫議員に対する措置を講じるたびに、議会の対応措置として、町職員へのパワーハラスメント行為について再発防止

を講じる決議や、東洋町議会の品位保持に関する決議などを講じてきたことも事実である。

このように、田島毅三夫議員は、議場の秩序を乱し、議会の品位を汚し、町民からの信頼を大きく失墜させ、法令、規則、条例の違反行為が今もなお続いている。

この約1年間、議会の規律に反するたびに、議会はその根拠と理由を添え、自立権が認められる範囲で、議会の自主的かつ自律的な解決方法として、これまでも田島毅三夫議員には懲罰を科してきたが、もはや更生は不可能であり、住民を代表する議員としての選良とは言いがたい。

東洋町議会の秩序を維持し、品位を保つため、また、議会に対する町民からの信頼を回復させ、円滑で能率的な議会運営を図るためには、これ以上、田島議員を議会議員として続投させることは困難である。

議員としての身分を失わせることになるが、田島毅三夫議員には懲罰の中で最も重い処分にあたる除名が妥当であると結論に至った。

以上のことから、田島議員に科する懲罰の種類は、地方自治法第135条第1項第4号の規定による除名の懲罰を科すことに全会一致で決定した。

以上で、懲罰特別委員会からの報告を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(西岡 尚宏議長)

懲罰特別委員長からの報告が終わりました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、7番、田島毅三夫

議長

君の除斥を一旦解き、入場を許可します。

(田島 毅三夫議員入場)

田島議員、今から議会運営委員会を開きますので、報告します。

それでは、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、9時30分。

(休憩時間：9時16分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：9時30分)

7番、田島毅三夫君、弁明の機会を与えますが、いかがいたしますか。

(議席より、今の決定に対する弁明ですかと発言あり)

はい。

(議席より、途中で止めないのであれば、させてもらいますと発言あり)

いや、いや、途中で止めないのであればやなしに、結果に対しての弁明は、やってもらったらいいですけど、へかへいったらそれは止めます。

(議席より、決定が覆らるのであれば、どういう形になる、自分の今言う、決定に対する自分の不服申立てということですかと発言あり)

いや、不服申立てじゃないです。

今の懲罰特別委員会の結果に対しての弁明であって、自分の不服申立てというのは違いますので。

(議席より、どういう形になるか、私の考えとは違いますが、弁明はさせてもらいますと発言あり)

わかりました。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。

(議席より、弁明をさせると言ったんじゃないんですかと発言あり)

まだ、議運をやってからですそれは。

(立ち上がり歩きながら、議長申し訳ない。先ほど読み上げた理由書をいただきたいが、どうでしょうと発言あり)

あるでしょう。

あの、田島さん、自分でちゃんと書類は確認をしてください。

	<p>(歩きながら、いや、いや、してからほらと発言あり)</p> <p>いや、いや、それは、言い訳に過ぎませんので、みんな、ちゃんと見て、してますので。</p> <p>(7番、田島 毅三夫議員退場)</p> <p>議会運営委員会の報告を求めます。 高島議会運営委員会委員長。</p>
<p>議会運営委員長</p>	<p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>さきほど、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、検討した結果、田島議員から弁明の申し出がありましたので、その機会を与えるが、懲罰特別委員長からの報告内容に対する弁明とする。</p> <p>次に、この件について、委員長に対する質疑を行う。</p> <p>次に、討論を行う。</p> <p>次に、採決は起立によって行う。</p> <p>以上のように決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、7番、田島毅三夫君へ弁明の機会を与えるが、懲罰特別委員長からの報告内容に対する弁明とする。委員長に対する質疑を行い討論を行ったのち、起立により採決を行う。</p>

	<p>以上のとおりで、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明を許します。</p> <p>7番、田島毅三夫君の入場を許可します。</p> <p>(7番、田島 毅三夫議員入場)</p> <p>7番、田島毅三夫君、一身上の弁明を許しますが懲罰特別委員長からの報告内容に対する弁明とする。</p> <p>ただし、議会会議規則第54条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意ください。</p> <p>7番、田島毅三夫君、弁明を始めてください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>【議長権限により発言取消】</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それに対して</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今の発言は取消してください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それは、そちらで消してください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、いや、そちらで消してください、自分で取消してください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いや、それは事実でしょう。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>事実じゃないです。</p> <p>今の発言は、議長権限で取消します。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それで、それに対する理由、説明、あるいは、異議を申し立てする私の発言を妨害ととって、ひとつの今回の理由にしております。</p> <p>これは、ひとつの大きな問題点であります。</p> <p>それから、先ほども言いましたが、基本条例の5条6条の、ど</p>

	<p>う言いますか、間違った発言、あるいはまた、間違った情報提供、また、倫理条例の3条1項8号の間違った発言、あるいはまた、同じものですかね、間違った発言、あるいは、情報を流したということによって、厳しく指摘されました。大きなその懲罰理由にされました。</p> <p>これはね、私は、よく聞いてくださいよ。議会だよりに載っている問題に対して、私は反論したんです。それを、いちいち議会だよりに載っている議会の方の理由がほとんど虚偽でした。作り話もありました。また、憶測もありました。そういうことに対して、私は反論したものであって、これこそ自体が今言う、基本条例、あるいはまた、倫理条例に反した</p>
議長	(西岡 尚宏議長)
	田島さん。
7番議員	(田島 毅三夫議員)
	問題だと思っております。
議長	(西岡 尚宏議長)
	田島さん。
7番議員	(田島 毅三夫議員)
	はい。
議長	(西岡 尚宏議長)

<p>7 番議員</p>	<p>虚偽やいう言葉は、取消していただけますか、それは。 それは、あなたの判断であるんで。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それは、ちゃんと理由をつけて証明してあります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは、証拠になっておりません。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ちゃんと、研究してあります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>先ほどから言いますが勝手な発言はやめてください。 注意します。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>以上、これで止めます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君の弁明が終わりました。 7 番、田島毅三夫君の退場を求めます。</p> <p>(議席より、決定、もうこれで、退場で決定ということですかそれとも、と発言あり)</p>

(議席より、委員長の質疑と討論と発言あり)

(議席より、ああそうか了解と発言あり)

(7番、田島 毅三夫議員退場)

これより、発議第6号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、委員長に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありますか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありますか。

はい、1番平山照生君。

1番議員

(平山 照生議員)

私は、本案に賛成の立場で討論を行います。

田島議員は、先日の定例会において、ざっと数えても実に15項目以上の法令、会議規則等の違反を行っています。

初日に行われた倫理審査委員会からの報告について、田島議員は自身の主張を行いました。

それによると、倫理審査委員会から田島議員に対し出席を求め事情を聴取しようとした件については、田島議員は、出席要請の案内がなかった、議員の前で弁明しても仕方がないと実に身勝手

な言い分でこれを無視し、委員会に出席しませんでした。

委員会に出席することは、条例で審査会から会議への出席、または、調査に必要な資料の提出を求められたときは、これを拒んではならないと規定されており、この条例は、田島議員も一緒に制定したにもかかわらずです。

さらに、先日の議場では、招集通知が来ていないと散々言い張り、議場を混乱させ、進行を妨害しておきながら、通知した記録を見せられ仕方なく認めました。

次に、提出された辞職勧告決議案で、田島議員は昨年12月議会で町職員にこの汚い女がと暴言を浴びせ、懲罰を受けたことが問われていました。

この暴言発言は、当事者4名のうち3名が暴言はあったと認めています。

さらに、この件は、事件直後、当事者である副町長が全員協議会において、全議員の前で暴言はあったと証言しようとするると田島議員はその場から逃げるように退室しました。

さらに、副町長は、先日も議場で暴言はあったと証言しております。

これでも本人は暴言を認めず、天地神明に誓ってやっていないの一点張りです。

田島議員の言動については、今見ただけでも、議場内外を問わず、やりたい放題、嘘もつき放題、人権侵害など、盛りだくさんです。

田島議員は、今、私が申したように、議員である前に人間として問題があり、人の手本となるべき者とは思われません。

いえ、かえって嘘を町民にまき散らし、町を混乱さす原因とな

<p>議長</p>	<p>ります。</p> <p>田島議員は、議員の職を辞すべきです。</p> <p>従って、私は本案の賛成いたします。</p> <p>(拍手あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>次に、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>賛成者の討論はありませんか。</p> <p>はい、2番、高島俊彦君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>私は、田島議員に対する懲罰特別委員長からの報告について、賛成討論を行います。</p> <p>田島毅三夫議員は、本定例会以外にも、この1年間でも、平成29年6月定例会で公開の議場における陳謝文の朗読と出席停止1日間、12月の定例会でも出席停止1日間、30年3月定例会でも出席停止3日間と議会会議規則違反で4回も懲罰を科せられ、この1年間に4回しかない町運営住民サービスに関わる大事なこの定例会の審議、採決に3回も参加できず、この1年間で参加できたのは9月の定例会1回のみであります。</p> <p>田島議員の過去の議会発言の中では、議員は、住民生活を守る使命と責任をもって高額住民血税をいただき、議会に送り込まれていると何度も言うておりますが、言うこととすることと違うじゃないですか。</p>

定例会を欠席しても田島議員への議員報酬は、年2回のボーナスを含め全額支払われております。

定例会のたびに、毎回毎回違反行為を繰り返す者が住民を代表する議会議員であって良いのでしょうか。違反行為を繰り返すたびに議会は、田島議員の更正を求めてきましたが、今なお襟を正そうとはしておりません。

よって、田島議員が議員である以上、議会や住民に不利益を与えらるということでもありますので、田島議員に除名の懲罰を科することに私は賛成いたします。

これで、私の賛成討論を終わります。

(拍手あり)

(西岡 尚宏議長)

次に、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成者の討論はありませんか。

はい、4番、武山裕一君。

(武山 裕一議員)

懲罰特別委員会の審査結果に対する賛成討論を始めます。

私は、田島毅三夫議員に対する懲罰特別委員会の審査結果に、賛成の立場から討論いたします。

今まで、田島毅三夫議員には、田島毅三夫議員自らの原因で発生した問題について、事ある前に、辞職勧告や懲罰で、更正を促してきましたが、事を理解せず、一向に更正や改善がなされず、

議長

4番議員

そのたびに議会や執行部批判を繰り返し、事の収束を自ら図ると
いう意思是まったくなく、ここに至れば、田島毅三夫議員の更正
は、困難だと判断をせざるを得ません。

議会の会議でも、特に定例会では、田島議員の議会ルールを無
視した言動による発言禁止や出席停止の懲罰により一般質問が
できなくなる、このことは、田島議員本人自ら招いたことですが、
町民にご理解いただくための答弁を準備する町職員も執行部と
しての役割を果たすことができないし、町民も執行部の答弁を聞
けないことになります。

このことを、田島議員は一向に理解しようとしません。

議会のルールが守れない議員に、これ以上、議会議員を続投さ
せるのは困難であります。

田島議員には極めて重たい処分を科すしかないと判断します。

非常に心苦しいことですが、以上のことから、今回の懲罰特
別委員会が結論づけた除名は妥当であり、これに私は賛同しま
す。

議員の皆さまの賛同を求めて討論といたします。

(拍手あり)

(西岡 尚宏議長)

次に、反対者の討論はありませんk。

(なしの声あり)

賛成者の討論はありませんか。

(議席から、議長、と声あり)

5番、小野正路君。

議長

5 番議員

(小野 正路議員)

私は、田島毅三夫議員に対する懲罰特別委員会の審査結果に賛成の立場から討論をいたします。

田島議員の議会を軽視した言動が繰り返されていることは、住民の代表であり、代弁者としての資質に欠ける一言であります。

議会が決議により誤りを指摘し、それを正して、議会全体で一緒の方向に向きましようとする活動を共にしようと言っても襟を正そうとはしない、まったく反省がないです。

議会ルールを守らずに議会を私物化して、我が道を行く、これが議会議員ですか。我々は、合議制の機関として初めて成り立つ組織であるのに、議会のルールも守れず、それが選挙で戦って、住民の代表として議会へと送り込まれた議会人の姿とは到底思えないです。

住民に範を示すこともできない、議会ルールを無視した手法が今後も更正されるとは到底思えないです。

よって、これ以上議会議員を続投させるのは困難であり、田島議員には極めて重たい処分を科すしかないと判断している。

このことから、懲罰特別委員会が結論づけた除名は妥当であると賛同するところであります。

以上です。

(拍手)

議長

(西岡 尚宏議長)

次に、反対者の討論はありますか。

(なしの声あり)

6 番議員

賛成者の討論はありませんか。

(議席より、はい議長と声あり)

6 番、今宮裕明君。

(今宮 裕明議員)

私は、田島毅三夫議員に対する懲罰特別委員会の審査結果に賛成の立場から討論いたします。

3 月議会でも、田島議員に対する懲罰特別委員会を開催した際に、懲罰を科しても、科しても、一向に改善が見られない中で、除名という懲罰を科す案も出ました。

その時は、これが最後の田島議員の姿勢を正すためのチャンスと捉えて、出席停止にするとした委員がほとんどでありました。

しかし、あれから3ヶ月が経過しましたが、改善どころか、法令や規則、条例を無視して、まったく議会ルールを守らないなど、どんどんエスカレートをしています。

地方自治法上、議会は自律的な法規範によって運営されており、議場の秩序を乱し、議事妨害などがあれば、広範な自立権が認められた議会の自主的かつ自律的な解決として、これまでも田島議員には、懲罰を科してきました。

しかし、これ以上、いくら自立権が認められている議会組織といえど、田島議員を東洋町議会の構成員として認める訳にはいかず、田島議員を更正させるのは困難であると判断しました。

田島議員に対しては除名の懲罰を科すことは、もはや免れないと思います。

司法の判断を仰ぐ結果になるかもしれませんが、田島議員に対して懲罰特別委員会が結論づけた除名は妥当であり、これを私は

議長

賛同します。

以上です。

(拍手)

(西岡 尚宏議長)

ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発議第6号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についてを、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は、7番、田島毅三夫君に除名の懲罰を科すことであります。

議員の除名の採決については、地方自治法第135条第3項の規定によって、議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とします。

ただいまの出席議員は8名であり、議員の3分の2以上であります。

また、出席議員の4分の3は、6名であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することの賛成の諸君は、起立を願います。

起立全員であります。

4分の3以上であります。

よって、7番、田島毅三夫君に、除名の懲罰を科すことは可決されました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(7番、田島 毅三夫議員入場)

7番、田島毅三夫君に申し上げます。

ただいまの議決に基づいて、これから、7番、田島毅三夫君に対し、懲罰の宣告を行います。

7番、田島毅三夫君の起立を求めます。

(7番、田島 毅三夫議員起立)

7番、田島毅三夫君に除名の懲罰を科します。

ご着席ください。

7番、田島毅三夫君、速やかに議場から退席してください。

(7番、田島 毅三夫議員退場)

それでは、ただいまから、議員全員協議会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、午後1時30分とします。

(休憩時間：9時59分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：13時30分)

日程第2、承認第1号、承認第2号、専決処分事項東洋町税条

例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出されたすべての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、なお、従わない場合は発言禁止にします。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言のうえ、挙手を願います。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、承認第2号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第3、承認第3号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行に入ります。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、承認第3号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4、承認第4号、専決処分事項平成29年度東洋町一般会計補正予算専決第3号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、承認第4号、専決処分事項平成29年度東洋町一般会計補正予算専決第3号の承認を求めることについての件を挙

手により採決します。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、承認第5号、専決処分事項、平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、承認第5号、専決処分事項、平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、承認第6号、専決処分事項、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、承認第6号、専決処分事項、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第28号、東洋町縫製関係等共同作業場の設置

及び管理に関する条例の廃止についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

他に討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第28号、東洋町縫製関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例の廃止についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第29号、平成30年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第29号、平成30年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第30号、平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第30号、平成30年度東洋町下水道事業特別

会計補正予算第 1 号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、議会会議規則第 128 条の規定により、お手元に配布したとおり、平成 30 年 6 月 19 日から 21 日まで岐阜県郡上市への先進地視察研修、7 月 19 日には、県民文化ホールにおいて、市町村議会議員研修、また、8 月 24 日には、東洋町町民会館における安芸郡町村議会議員等研修会に、それぞれ議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第 11、閉会中の継続審査・調査の申出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

ここで、お諮りいたします。

それぞれの委員長からの申出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第12、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は1問につき3回まで認めますが、再問は執行部からの答弁に対する質問とすることとします。

次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質問に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上、挙手願います。

質問の通告が1名ありました。

8番、福島登君。質問を許します。

件名は、平成29年度の税の徴収状況と今後の取り組み等について、他3件であります。

答弁者は、町長、副町長、課長、課長補佐となっております。

福島登君、質問を始めてください。

(質問開始時間：13時47分)

8番議員

(福島 登議員)

はい。福島です。

皆様のご協力をいただき、できる限り、簡潔に行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

1つ目の質問の件です。

平成29年度の税の徴収状況と今後の取り組み等について、次

	<p>の点をお聞きをいたします。</p> <p>1つ目に、決算前ではありますが、支障のない範囲内で平成29年度の税の徴収状況と今後の取り組み等についてお聞きをいたします。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>
税務課長補佐	<p>小池税務課長補佐。</p> <p>(小池 昭平税務課長補佐)</p> <p>それでは、福島議員の1つ目の質問で、平成29年度の税の徴収状況と今後の取り組み等について、私の方から答えさせていただきます。</p> <p>速報値ではありますが、平成29年度の税の徴収状況につきましては、現年度分に限りますと町民税99.7パーセント、固定資産税99.7パーセント、軽自動車税100パーセント、たばこ税100パーセント、国保税99.2パーセントとなっております。すべての税目につきまして、昨年度の徴収実績を上回っております。</p> <p>町全体での徴収率は、平成28年度の99.2パーセントより0.5パーセント増えて、99.7パーセントとなっております。特に、その中でも国保税につきましては2.9パーセントの増となっております。</p> <p>また、今後の取り組みにつきましても、各税目ごとに期別の納期限が設定されていますので、その納期限を過ぎますと滞納となり、滞納処分を行うこととなりますので、住民の皆さまへは、納</p>

<p>議長</p>	<p>期限内納付をお願いをしていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、ただいま速報値としてですね、それぞれの税の徴収率の見込みについてお答えをいただきました。</p> <p>決算時にはですね、対前年度とか色々またお聞きすることとしますが、人口減少等によってですね、地方交付税が減少する中で、一般財源をどのように確保するかという大きな問題の中で、この結果をですね、税務課を中心とする執行部の真剣な取り組みと、債権管理機構の取り組みですか、この結果だと思っています。</p> <p>今後も公平な税の徴収に努めていただきたいと考えております。</p> <p>次に移ります。2つ目の件です。</p> <p>平成29年度の住宅新築資金の回収状況と今後の取り組み等についてでございます。</p> <p>1つ目に、これも決算前ではありますが、支障のない範囲内で、平成29年度の住宅新築資金の回収状況と今後の取り組み等についてお聞きをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>

<p>住民課長</p>	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>福島議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>平成29年度の住宅新築資金等貸付金の収納状況につきましては、収納額は698万1387円となっており、完済は2件、これは新築分の2件です。それと不納欠損が1件ありまして、住宅改修分1件となっております。</p> <p>平成29年度末で滞納の件数は90件あります。</p> <p>内訳としましては、新築分63件、宅地取得分が21件、住宅の改修分が6件となっております。</p> <p>今後の取り組みとしまして、現在も実施中でございますけれども滞納者との直接面談により納付相談を行いまして、一括全額納付を基本としまして、早期に完納できるよう償還計画の見直しを進めていきます。</p> <p>また、面談に応じない滞納者に対しましては、裁判所を通じて担保権の実行等の法的措置を行ってまいります。</p> <p>平成30年度では、予算にも計上しておりますが、5件の強制執行を予定しております。</p> <p>また、多額の滞納物件につきましては、今後、安芸の債権管理機構への移管も検討をしていくところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、先ほどの税務課の徴収のこと、また、この住宅新築資金</p>

の回収のことについては、大変なことだと思います。答弁にもありましたように、法的措置等も今後も進めていくというご答弁でした。

財政上、大きな問題であると思います。担当課とですね、執行部一丸となって、今後も進めていただいて、決算時にはもう少し踏み込んだ質問をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

次の質問に移ります。

3つ目の件です。

甲浦港の港湾施設、野積み場の一部を甲浦未来会と称する任意の団体に対して使用を許可したことと、今後の使用目的に応じた管理等についてお聞きをいたします。

1つ目は、予算審査特別委員会でも質疑がありましたが、使用状況からみると、今年度も甲浦未来会に使用を許可していると思いますが、その使用料と使用期間について、まずは、お聞きをいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

手島産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

(手島 憲作産業建設課長補佐)

福島議員の質問にお答えします。

まず、今年度も甲浦未来会に許可していると思うがということにつきまして、まず、使用料につきましては、免除申請が提出されており、公営施設として一般開放するという内容となっておりますので、一般の方も利用できることから町は免除許可の決定を

<p>議長</p>	<p>しておりますので使用料は取りません。</p> <p>そして、続きまして、使用期間につきましては、1年間になり、更新する場合は、その都度、申請書を出してもらい、更新する場合は、毎年、申請手続きが必要となります。</p> <p>以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、今のご答弁ではですね、公園として使用すると、それと一般の人も利用できるという答弁でしたよね。</p> <p>それと全額免除ということですが、その免除の理由とですね、免除しなかった場合の額、年間の使用額、免除しなかった場合の使用額。これはわかりますか。これをお聞きしたいが、どうですか。単純計算でできると思うんですがね。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>今の再問、質問ですが、すみません、今、資料をちょっと持っていないので、ちょっとあの金額わかりません。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>

8 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい。</p> <p>免除するんでしょ。どうして免除額の計算をしないんですか。それだけ、あれですか、端の土地はですね貸しとうはずですよ。と、私も聞いとんですよ。免除する場合にですね、なんぼ言っただけですね、どれだけの額になるか、どれを免除するかいうのを計算しないんですか。しとんですか。それも含めて、そしたら2回目の再問としてお聞きします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>改めて、お答えします。</p> <p>すみません、今、資料を持っていないということで、わかりな いということです。</p> <p>申し訳ない。失礼します。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8 番、福島登君。</p>
8 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、わかりました。</p> <p>普通ならですね、この答弁の中にですね、免除額は聞かれます と思ってですね、それだけのことはですね、準備していただけたらな というふうに考えます。</p>

	<p>2つ目の質問に移ります。</p> <p>使用目的は、公園と聞いています。使用者の甲浦未来会で管理計画などがあるか、これも、お聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>質問2について、お答えします。</p> <p>管理計画書の提出はされており、春から夏にかけて2回の除草を行い、秋から冬にかけて、公園内の石や残材の撤去を行う管理計画になっております。</p> <p>以上になります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>再問です。</p> <p>昨日、現場をもう一度確認してきました。</p> <p>資材が散乱してですね、草木が伸び放題となっておりますね、到底、子供達が遊ぶような公園といえるような状況ではないということです。</p> <p>環境的にも衛生的にもですね、管理するように指導してはどうかと思います。</p> <p>それと先ほど、春夏の2回の除草ですか、除草ですか、これは</p>

	<p>どういふふうな除草にすると聞いとんですか。まさか、あれでしょ、公園内で除草剤を撒くやいうことはないんでしょ。それも含めてお聞きします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐) 福島さんの再問にお答えします。 一応、出てきているところでは、除草をするだけになっておりますので、公園内が草が多いということで、草刈りをしてくださいということで指導していきたいと思ひます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員) 今、おっしゃったように、そういうことなんで、今は、除草剤を撒かないか、それも含めて、今後、見ていっていただきたいと思ひます。 この件で3問目の質問に入りたいと思ひます。 甲浦未来会に貸すということで契約がなされとうということですが、甲浦未来会についてはですね、過去に東洋町の歴史を綴る貴重な写真集を発行したりですね、先日、開催されたてるてるまつりの前進となった、ほたるまつりを初めて開催した団体ともお聞きをしております。</p>

	<p>この団体ですね、提出のときに出とうと思いますが、この団体の人数構成や今この団体が本当に活動をしているのか、町はどこまで把握しとるのか、その件をお聞きします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐) 福島議員の質問にお答えします。 人数構成につきましては、5名になり、町内3名、町外2名からの人数構成になります。どのような活動をしているかにつきましては、甲浦未来会規約によりますと、主な活動内容として過去には、甲浦を以前のような活力ある町にするため、各種イベントや文学碑の設置、写真集の発行などを行ってきたようです。 町としましては、活動内容の全部を把握しておりません。そして、今後につきましては、町勢浮揚を目的に地域古老の聞き取り集の刊行に取り組む活動をしていくようです。 以上になります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員) はい、5名で構成されているということで、活動については、過去の活動を挙げながら、手続きをしとるということがかまんですね。</p>

<p>議長</p>	<p>私も掌握している過去の取り組み、良い取り組みもかなりしておられると思います。</p> <p>この件についてですね、最後に町長にお考えがあればですね、ぜひお聞きしたいと思いますがよろしいですか。はい、ほなお願いします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>福島議員にお答えをいたします。</p> <p>先ほどからのご質問の中でもですね、この団体の、団体といっても実態ということにつきましてはですね、私自身も、個人1人だけの活動でしかないのではないかなと推測もしているところでございます。</p> <p>名簿もですね、会計も存在していないようでございます。</p> <p>実体はですね、代表者だけの団体ではないのかなと思われるところであります。</p> <p>また、この代表者の方はですね、町や議会議員を訴訟提起するなど、過去から現在も原告という立場にある方でございます。</p> <p>実際にですね、昨日には、新たな訴訟提起の書類が届いております。これで、この方とは、私自身8件目の裁判をすることになります。またまたといえますか、この方とは原告と被告という立場で、対応対処をしていかなければならないわけでございます。</p> <p>ご質問の町有地であります、本件土地でございますけれども、本来は港湾施設である野積場として管理されるべき行政財産で</p>

ありまして、任意団体にですね、無償で使用を許可することには疑義があると感じてきたところでございます。

また、実態として、先ほどご指摘がありましたけれども、管理面におきましても使用目的におきましても、公共性ということにおきまして、疑問を持たざるを得ないと考えているところでございます。

現在、使用料は免除ということですね、1年間の使用許可としているところでございますけれども、次年度以降につきましては、使用料の徴収の可否も検討して、さらにはですね、許可しない方針や更地として返還していただくことの要請も含め、検討して参りたいというふうに考えております。

この方はですね、過去にも更地にして返還すると大見得を切った発言もあったわけでございます。啖呵を切った発言の実行を求めたいという気持ちは、今も強く持っているところでございます。

今後、原告でありますこの申請人には、町として裁判の応訴だけでなく、町組織としてですね、町側から様々な方向での訴訟提起を念頭に対応していかざるを得ないというふうに考えております。

以上でございます。

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

(福島 登議員)

はい、今町長のお考えをお聞きしました。

議長

8番議員

また、先ほどからですね、使用料についてはですね、これ、私、表も確認しましたが、平米1日何円という単位になっちょうと思います。だから、別に1年という使用許可を出しとうとは思いますが、状況によってはですね、途中でいうことで解除するようなことも考えていただけたらなというふうに考えております。

特に、今、子供が行ったら事故が起こりそうな状況ですのでね。それをいつまでも放るということも、少しおかしいと私は思っております。

次の質問にいてよろしいですか議長。この、かまんですか。

はい、4つ目の質問です。

特定健診、特定保健指導の取り組み等についてお聞きをいたします。

特定健診、特定保健指導の取り組みについて、住民の方にご理解を深めていただいて、これ私も含めてですけどね、健診を受ける方が少しでも増えるような思いからですね、次の点をお聞きしたいと思います。

1つ目です。特定健診と特定保健指導が取り組まれていると思いますが、この目的や健診内容、また、町内での対象者と対象人数について、まずは、お聞きをいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

堀川住民課長補佐。

住民課長補佐

(堀川 歩住民課長補佐)

福島議員のご質問にお答えします。

特定健康診査の目的は、メタボリックシンドロームによる糖尿

病、高脂血症、高血圧症等の生活習慣病の発症の予防でございます。

健診内容としましては、問診および身長、体重、腹囲、血圧の計測、血液検査、尿検査、身体診察に、新たに、血清クレアチニン検査、血清尿酸が追加されたものが基本項目ですが、医師の判断により実施する貧血検査、心電図、眼底検査があります。

特定保健指導の目的は、特定健康審査の結果から生活習慣病の発症のリスクが高い方に行う指導で、生活習慣の改善に向けたサポートでございます。

内容といたしましては、リスクの程度に応じて動機付け支援と積極的支援があります。よりリスクの高い方が積極的支援となります。対象者は、国民健康保険加入者のうち、当該年度において40歳以上75歳未満の方となっております。

対象人数につきましては、平成30年5月末時点で特定健康診査は男性339人、女性330人の総計669人、特定保健指導は、積極的支援7人、動機付け支援15人の総計22人となっております。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

はい、色々な健診がありまして、対象者が約700人近くあるということでお聞きをしました。

それでは、2問目の質問に移ります。

<p>議長</p>	<p>特定診断を推進するために、町の取り組みとして、対象者、この700人ですよ、財政的な支援等があるかどうか、その他の支援も含めて、お聞きをいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>堀川住民課長補佐。</p>
<p>住民課長補佐</p>	<p>(堀川 歩住民課長補佐)</p> <p>福島議員の2つ目のご質問にお答えします。</p> <p>特定健康診査を推進するため、保険事業を専門とするジェイエムシー株式会社への未受診者に対する電話勧奨及び継続受診勧奨、また、特定健診の結果から医療機関での治療と生活習慣改善が必要な方に対する電話受信勧奨や健康教室、糖尿病性腎症重症化予防等を委託し、本町でも窓口対応時に、対象年齢の方には受診を促し、保健師による特定健康診査受診勧奨はもとより、町内の地域の団体の方々にも声かけをお願いし、受診率の向上に向けた取り組みを行っております。</p> <p>また、平成28年9月から健康的な生活習慣の定着を目指すため20歳以上の県民の皆様を対象に、高知県で高知家健康パスポート事業が始まりました。</p> <p>健診を受ける、楽しく動く、知る、参加するの区分でピンク、ブルー、グリーンのヘルシーポイントシールを配布します。</p> <p>高知家健康パスポートを取得するには、このヘルシーポイントシール2種類以上が3枚必要になります。</p> <p>健康パスポートを取得すると、この事業に参加しているお店で提示していただくことにより、特典が受けられます。東洋町では、</p>

	<p>海の駅で500円以上の食事でコーヒー1杯サービスとなっております。また、健康パスポートにポイントシールを20枚貯めていただければ、東洋町内のお店で使用できる千円分の東洋町健康パスポート応援権を進呈します。シールの取得がしやすいよう、健康づくり事業を実施しておりますので、使用可能なお店など、詳しくは住民課までお問い合わせくださるようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登君)</p> <p>3番目の質問に入りたいと思います。</p> <p>この3番目の質問で、質問しようとしたお答え1つ、受診率の向上に向けての取組みがありましたが、受診率を最終というか、どのあたりを目標にですね、今後進めていこうと考えていらっしゃるか、そのあたりをお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>堀川住民課長補佐。</p>
住民課長補佐	<p>(堀川 歩住民課長補佐)</p> <p>福島議員の3つ目のご質問にお答えします。</p> <p>目標とする受診率についてですが、特定健診全体の受診率は60パーセント、継続受診率は70パーセントを目標にしていま</p>

す。

過去の受診率は、平成26年度31.9パーセント、平成27年度29.7パーセント、平成28年度は33パーセント、平成29年度は直近の国保連合会の月例報告では35.7パーセントと、上昇傾向にもありますが、目標とする受診率には遠く及びません。

この課題点といたしましては、受診する側は、今現在の生活に支障がないため、将来への健康への危機感が薄いのではないかと考えられます。受診を促す側は、危機感を早期に高め、いかにして特定健診の受診および保健指導に結びつけるかということだと考えております。

今後につきましては、その課題をもとに、ジェイエムシー株式会社及び保健衛生部門包括支援センターと連携を図り、地域の団体の方々にもご協力いただき、さらなる受診勧奨に取組み、受診率の向上へ繋げたいと思っております。

国民健康保険税の上昇を抑えるためにも、特定健診受診率60パーセントを達成し、個別疾患の重症化の予防に取組み、県からの補助金を得るため、ご理解ご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

はい、今のご答弁にもありましたようにですね、私も含めてメタボはですね、なかなか病院へ行こうという、皆さん、そうでし

	<p>ようけど、もう1つちょっとお聞きしちよったんは、受診率が上がるとですね、何か町にメリットがある話があると思うのですが、なかったですか。はい。</p> <p>もし、そのことが、もしあると思うのですが、そのことについてお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。議長すみません。</p> <p>(議席より、なかったらいいですよと発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
住民課長	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>福島議員の再問にお答えをいたします。</p> <p>受診率がアップしますと、国民健康保険税の方も抑えられるようになっております。</p> <p>それとあと、県からの補助金も、その受診率が向上するに従って補助金の方もついてくるという形になります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>福島君、よろしいですか。</p> <p>(議席より、はいと発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

福島登君の質問が終わりました。

(質問終了時間：14時20分)

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

これで、平成30年第2回東洋町議会定例会を閉会します。

どうもお疲れさまでございました。

これにて、議会放送を終了いたします。

(閉会時間：14時20分)